

第三者加害事案（相手方がいる事案）の手続き等について

1. 第三者加害事案

公務上の災害や通勤による災害において、「第三者の行為によって災害が生じたこと」、かつ「第三者の行為が民法の不法行為（※）に該当すること」の2つの要件が成立する場合に、第三者加害事案として取り扱います。

（例）自動車で通勤中後方から追突された、窓口対応中に相手方から暴行を受けた など

※「不法行為」は、①第三者に故意または過失、また責任能力があること、②権利の侵害があったこと、③加害行為と結果の因果関係があることを満たすことで成り立ちます。



2. 第三者加害事案における補償

公務災害では、傷病が治癒するまでの治療に要した費用や、後遺障害が残った場合の障害の程度に応じた補償等が地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）から支給されます。

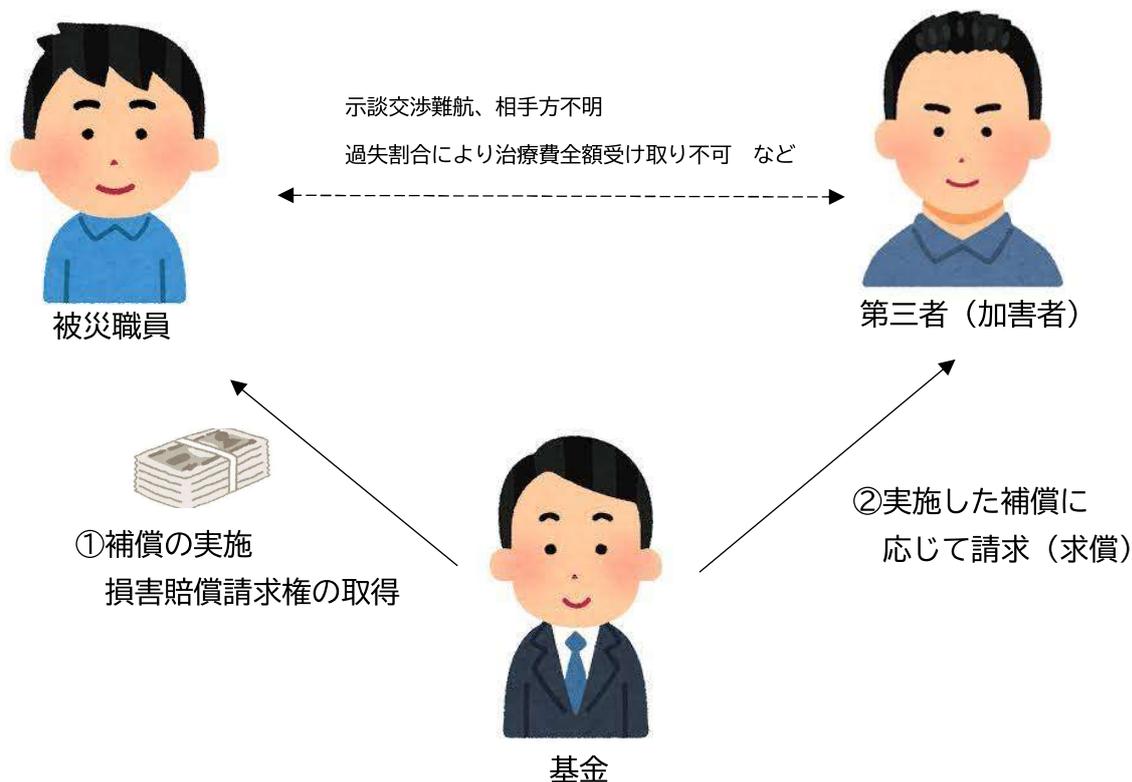
第三者加害事案の場合、原則として、被災職員は第三者と示談を締結して損害賠償を受けることとなります。（示談先行）

ただし、相手方との交渉が困難な場合、同僚加害や過失割合により第三者から治療費を全額受け取れない場合などは基金が補償を先行します。（補償先行）

○ 示談先行 の場合（原則）



○ 補償先行の場合



補償先行の場合、基金は被災職員に補償を実施した額の範囲内で、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に対して請求を行います。

○補償の範囲

基金が行う補償は人身損害に限られるため、第三者から受けた物的損害や精神的損害（慰謝料）については、公務災害の補償対象外となります。

そのため、物的損害及び精神的損害（慰謝料）については、一般的に第三者と交渉の上、受け取るようになります。

（※「5. その他」に法律相談窓口を記載していますので参考にしてください。）

なお、人的損害について、基金からの補償と第三者からの補償の二重補填はできません。

【民法上の損害賠償】

| 人身損害 | | 物的損害 |
|-------------------------------|----------------|---------------|
| 財産的損害 | 非財産的損害 | 財産的損害 |
| 療養補償、介護補償、休業補償 障害補償、遺族補償 等 | 精神的損害 (慰謝料) | 修理代、評価損、代車費 等 |

太枠の部分が基金の補償対象となります。

補償先行の場合、基金が第三者に請求できる金額が示談内容によって拘束されるため、示談を締結する前に必ず基金へ相談してください。

4. 申請に必要な書類

第三者加害事案では、通常の公務・通勤災害の提出書類の他に、以下の書類提出が必要です。

| | | 第三者加害 報告書 (交通事故) | 第三者加害 報告書 (交通事故以外) | 交通事故 証明書 | 補償先行 申請書及び 念書(※) | 免責報告書 及び示談書 の写し等 |
|----------|------|------------------------|--------------------------|-------------|------------------------|------------------------|
| 提出のタイミング | | 認定請求時 | | | | 示談締結後 |
| 交通事故 | 示談先行 | ○ | | ○ | | ○ |
| | 補償先行 | ○ | | ○ | ○ | |
| その他 | 示談先行 | | ○ | | | ○ |
| | 補償先行 | | ○ | | ○ | |

※念書：①第三者への損害賠償請求権が、被災職員から基金に移ることへの同意を示す書類（支部様式第12号）

②基金が被災職員に補償した補償額について、第三者が過失割合に応じて基金に支払うことに異議のないことを示す書類（支部様式第13号）

5. その他

- ・実際の申請は各任命権者の公務災害担当課の担当者と相談しながら書類作成を行ってください。
- ・「どこも痛くないので・・・」という形で、相手方への人身損害賠償請求権を容易に放棄する示談は行わないよう注意してください。
- ・基金埼玉県支部のHPにおいて、様式やQ&Aが掲載されているので必要に応じて参照ください。「地方公務員災害補償基金 埼玉県支部」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/kikin/kikin.html>

○相手方との示談交渉の進め方等でお困りの際

以下の相談窓口をご活用ください。いずれも無料での相談（回数制限有）が可能です。

交通事故

- ・（埼玉県）交通事故相談所

交通事故でお悩みの方に対する相談（示談、損害賠償、損害保険、訴訟・調停の手続きなど）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuujikosoudan.html>

- ・（公財）日弁連交通事故相談センター

無料電話相談、面接相談（無料5回まで）、よくあるQ&A、相談事例も掲載

<https://n-tacc.or.jp/>



犯罪被害

- ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（埼玉県、埼玉県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センター）

犯罪被害に伴う困りごとの相談、弁護士による法律相談、臨床心理士のカウンセリングなど

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/hanzaihigaisya/soudanmadoguchigaishoni.html>

- ・埼玉弁護士会犯罪被害者支援センター

無料電話相談（同内容2回まで）、電話相談のうえ必要に応じて面談相談（初回無料）も可能

<http://www.saiben.or.jp/soudan/consultation/victims.html>

- ・日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/>

（問い合わせ先）

地方公務員災害補償基金 埼玉県支部

TEL：048-830-2437